

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年9月3日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、産・学・官の連携を強化し、行政ニーズと研究者シーズの融合を図り、優れた新技術の開発を促進することを目的に構築された「近畿地方整備局新技術開発評価システム」（以下「新技術開発評価システム」という。）の実施要領、研究会設立運用マニュアルを作成し、新技術開発評価システムを円滑に運営支援するものである。

本業務の実施にあたっては、先端技術や新技術に関する動向及び建設技術全般にわたる専門知識を有していること、評価対象となる新技術を特定の企業の影響を受けない、公平かつ中立な立場で客観的に評価できる必要があることから、財団法人先端建設技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度産学官連携による新技術開発評価支援業務
- (2) 業務内容
 - ①計画準備
 - ②新技術開発評価システム実施要領（案）作成
 - ③新技術開発研究会設立運用マニュアル（案）作成
 - ④新技術開発研究会設立認定審査資料作成
 - ⑤新技術開発評価会議資料作成
 - ⑥新技術開発評価会議運営補助
 - ⑦大学意見交換会資料作成
 - ⑧大学意見交換会運営補助
- (3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、産・学・官の連携を強化し、行政ニーズと研究者シーズの融合を図り、優れた新技術の開発を促進することを目的に構築された「近畿地方整備局新技術開発評価システム」（以下「新技術開発評価システム」という。）の実施要領、研究会設立運用マニュアルを作成し、新技術開発評価システムを円滑に運営支援するものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

先端技術や新技術に対する豊富な情報と経験及び高度で専門的な知識を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

対象となる新技術について客観的に評価を行う必要があることから、特定の企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 業務実績に関する要件

平成 14 年度以降において元請けで受注し完了した業務で、下記に示される同種又は類似業務について 1 件以上の受注実績を有していること。

同種業務：国土交通省が発注した新技術評価に関する業務又は、新技術活用支援に関する業務

類似業務：近畿地方にある国の出先機関、近畿地方の地方公共団体、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、独立行政法人水資源機構関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西国際空港(株)の発注による各種新技術に関する業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。

イ) 1 級土木施工管理技士の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。

ウ) 発注者が上記①又は②と同等以上の知識及び技術又は、技能を有すると認められた者。

・ 同種又は類似業務の実績

平成 14 年度以降において元請けで受注し完了した業務で、下記に示される同種又は類似業務について 1 件以上の業務実績を有していること。

同種業務：国土交通省が発注した新技術評価に関する業務又は、新技術活用支援に関する業務

類似業務：近畿地方にある国の出先機関、近畿地方の地方公共団体、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、独立行政法人水資源機構関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西国際空港(株)の発注による各種新技術に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 573-0166 大阪府枚方市山田池北町 1 1 - 1
近畿地方整備局 近畿技術事務所 経理課
TEL : 072-856-1941 FAX : 072-856-5287

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 9 月 12 日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は 9 時 00 分から 16 時 00 分まで)

② 交付場所

(1) に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成 19 年 9 月 13 日 16 時 00 分

② 提出場所

(1) に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成 19 年 10 月 1 日 16 時 00 分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5(3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。